

国立国語研究所知的財産委員会規程

平成21年10月 1日

国語研規程第19号

改正 平成22年10月20日

改正 平成24年 3月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所の連絡調整会議に置かれる専門委員会に関する規程第8条の規定に基づき、知的財産委員会（以下「委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる調査・検討を行う。

- (1) 職務発明等に係る新規性、出願の価値等の予備的判断に関すること。
- (2) 知的財産の権利化、管理、取扱い及び活用等に関すること。
- (3) 知的財産に係る教育及び啓蒙に関すること。
- (4) 知的財産に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (5) その他知的財産に関すること。

(招集)

第3条 委員会は、委員長が必要と認めたときに、招集する。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、管理部研究推進課が財務課の協力を得て、処理する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。